

東福寺院主職の相続争について

関東裁許状案(当時の最高裁判次文)(問注所)

三 関東裁許状案

長島庄
頭公義ト相
論、良慶、東福寺院主職

肥前國長島庄東福寺住僧良慶与地頭薩摩十郎公一
有惲相論条:

一、東福寺院主職事

右對決之處、如良慶申者、當寺者相傳知行之處、仁治二年十月、公一押領之。
所宛給郎從爲恒也、仍師匠道覺雖訴申之、令死去畢、中間、然則停止公一之
押領、任先例、領家成任符、可令相從地頭之所務矣。

(一) 裁判に対するべき事項

○肥前國長島庄東福寺の住僧道寛北にて、院主を誰にするかの争である
△原告良慶の甲、乙

(1) 東福寺は師弟弟子へ相伝の寺である。師道覺からも、このように甲、乙が
争っていたが、今は師道覺が死んでしまった。

(2) 仁治二年十月師道覺が死んでいたので、弟子の良慶が相続できると思つて
いた所地頭公義(長島庄總地頭、潮見城第二代城主)がこの寺を押領し
自分の部下多恒に相続させてしまつた。

公義の相続をやめさせ、弟子の良慶が相続できるようにすべき欲しい。

(二) 判決

(1) 良慶の甲、乙に対する問注所の判断

師の道覺が生前、「良慶と相続させろ」と云う意志の証文(遺言書など)
があれは別であるが、今の場合そのような確證となるものが無りので
良慶の甲、乙は詐め難い。

(2) 又公義の横領も停止し、先例に任かせ、長島の庄の任符の条件に照へ
決定し、それを両当事者に説明し、納得させ、從ウせるのが地頭の任務
である。

3 「任符」長島庄の行政の終止(今、自治体の条例に相当す)
遺言等確たる証があればそれに従う。証がない場合は地頭の判断による。

(終)